

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年6月まで  
② 昭和38年10月から同年12月まで

母が昭和36年3月ごろに国民年金への加入手続を行い、申立期間①に係る国民年金保険料については自治会の集金常会を通じ納付していると話していたのを覚えている。私は、37年9月、結婚のために別の市町村に転出したが、母は、その後も引き続き1年くらい、自治会集金を通じて私の国民年金保険料を納付してくれていた。

また、申立期間②に係る国民年金保険料については、夫の保険料と一緒に、義母が自治会の班長を通じて納付していた。

納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和36年3月ごろ、申立人の母が申立人の国民年金への加入手続を行い、申立人とその父を合わせた3人分の国民年金保険料を自治会の集金常会を通じて納付していたと供述しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の父母と連番で36年3月24日に払い出されており、その父母も国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、A市区町村の担当者は、「当時、国民年金保険料の集金を地区の自治会に委託していた。」と供述しており、申立内容に齟齬はみられない。

さらに、申立人の母は、当時の国民年金保険料の額について、「月額100円ではなかったかと思う。」と正確に記憶しているほか、「3人分の国民年金保険料を納付していたことを覚えている。」と証言している。

一方、申立人は、昭和 37 年 9 月、結婚のために A 市区町村から B 市区町村（現在は、C 市区町村）に転入した後も約 1 年間は、申立人の母が引き続き自治会の集金常会を通じて申立人の国民年金保険料を納付していたとしているが、このことについては、申立人の母の記憶もあいまいである上、B 市区町村に住居登録した後も、A 市区町村在住の申立人の母に於て、申立人の保険料の納付通知があったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人及び申立人の母は、申立期間①に係る国民年金保険料について、さかのぼって納付した記憶は無いとしている。

以上のことから、申立期間①のうち、その母と同居していた昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月までの期間については、申立人の母が申立人の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を、申立人の義母が自治会の班長を通じて納付していたとしているが、C 市区町村の担当者は、「B 市区町村では、当時、自治会等の納付組織による国民年金保険料の集金・納付は行われておらず、被保険者が直接役場に保険料を持参し納付していた。」と供述しており、申立内容に齟齬がみられる。

また、申立人の義母は故人となっており、国民年金保険料の納付状況等についての供述を得ることができない。

さらに、申立期間②に引き続く昭和 39 年 1 月以降の保険料未納分は、41 年 4 月にさかのぼって納付したものであるが、その時点で申立期間②は時効により納付することができず、申立人は 41 年 4 月のほかには、一括して納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から51年3月まで

昭和48年4月にA事業所を退職し、同年5月に国民年金の加入手続を行った。

当時、自治会の納税組合が国民年金保険料の集金を行っていたので、私が家族4人分の保険料を持参して支払っていた。国民年金の加入手続後、しばらくして、10万円から20万円ぐらいの保険料を金融機関の窓口で一括して納付した記憶がある。

申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金記号番号は昭和52年2月1日以降に払い出されたものと推測され、申立期間については、当該記号番号の払出前の期間であるため、月々の国民年金保険料を自治会の納税組合で納付することはできない。また、当該記号番号の払出時点では、申立期間の大半の期間については、時効によって保険料を納付することができない。

しかし、申立人は、「国民年金の加入手続後、しばらくして、10万円から20万円ぐらいの保険料を金融機関の窓口で一括納付した記憶がある。」旨供述しているところ、国民年金手帳記号番号の払出し(昭和52年2月1日以降)後の第3回特例納付期間(昭和53年7月1日から55年6月30日まで)に申立期間の保険料をさかのぼって納付することは可能である。

また、申立人が納付したとする保険料の額は、第3回特例納付により申立期間の保険料を納付した場合の額(14万円)にほぼ一致している。

さらに、申立人が保険料を納付したとする金融機関では、特例納付の保険料を納付することが可能であり、申立内容に不合理な点はみられない。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については、国民年金保険料を完納している。

このほか、申立人と申立期間当時同居していた申立人の両親は、第1回特例納付により、さかのぼって国民年金保険料を納付した実績があり、申立人が当時の国民年金特例納付制度について関心があったとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 41 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 41 年 8 月まで  
国民年金の被保険者記録では、昭和 41 年 9 月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したこととなっているが、38 年 4 月ごろに私の母が国民年金の加入手続をし保険料を納付したと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらの加入手続等を行ったとする申立人の母も故人となっていることから、申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明となっている。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 11 月 2 日に払出しされているが、その時点では、申立期間のうち、38 年 4 月から 39 年 9 月までの期間については、時効により特例納付を行わない限り国民年金保険料を納付できない上、申立人も、申立人の母から、申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって納付したといった話を聞いた記憶は無いと供述している。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 41 年 11 月 2 日以前の期間において申立人の氏名は見当たらず、このほかに申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、同居し、申立人の母が加入手続及び納付を行ったとする申立人の弟も、申立期間のほとんどは未納である。

その上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や関係者の証言等は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 16 日から 61 年 5 月 30 日まで  
私は、昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 5 月 30 日まで、A 事業所（現在は、B 事業所）C 支店で勤務したが、60 年 9 月 16 日から 61 年 5 月 30 日までの期間が厚生年金保険に未加入となっているので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が A 事業所において昭和 59 年 6 月 25 日から 60 年 9 月 15 日まで勤務したことは確認できる。

しかしながら、申立期間については、申立人及び同僚から聴取しても、A 事業所における勤務実態や保険料納付の状況について明確な回答が得られない。

また、申立人の元上司も、「当初は、A 事業所における申立人の勤務期間について昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 5 月 30 日までと証明したが、根拠資料は無く、確信は持てない。」と供述している。

さらに、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、B 事業所に照会したものの、当時の従業員に関する資料等は全く保管していないとしており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 59 年 6 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、60 年 9 月 16 日に喪失しており、雇用保険の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 10 月から 22 年 5 月まで  
② 昭和 22 年 6 月から同年 12 月まで

昭和 21 年 10 月から 22 年 5 月まで、A 都道府県の旧 B 邸で C 職として、また、22 年 6 月から同年 12 月まで、D 都道府県の飛行場付近の施設で E 職として勤務した。いずれも進駐軍関連の施設であり、勤務した期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は勤務場所や勤務実態について具体的に供述しており、その供述からすると、申立期間①については旧 B 邸で、申立期間②については飛行場付近の施設で勤務していたことが推認できる。

しかし、F 防衛局は「旧 B 邸が進駐軍関連施設であったとする資料等はない。」と供述しているなど、申立人が勤務していたとする施設が進駐軍関連の施設であったかどうかを確認できない上、C 職又は E 職という仕事の内容からすると、個人契約で勤務していた可能性も否定できない。

また、F 防衛局及び G 防衛局は、申立期間において、申立人が進駐軍関連の施設に勤務した記録は無いと回答している。

さらに、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金法の適用に関する件」（昭和 23 年 12 月 1 日付け保発第 92 号）によると、進駐軍従業員に対する社会保険制度の適用は昭和 24 年 4 月 1 日からとなっており、申立期間は厚生年金保険の適用となる前の期間であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 10 日から 45 年 11 月 1 日まで  
昭和 43 年 9 月 10 日から 47 年 4 月 20 日まで A 事業所に勤務した。勤務期間のうち、45 年 11 月 1 日以降の期間については厚生年金保険に加入した記録となっているが、申立期間については未加入の記録となっており、納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述により、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 事業所は平成 11 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は故人となっていることから、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、当時、A 事業所で事務を担当していた同僚は、「人の出入りの多い会社であったため、入社後数ヶ月の試用期間があった。主に、建設業や農業に従事し、副業的に勤務する従業員や、給料の手取りを多くするため厚生年金保険に加入しない従業員もいた。」と供述しているほか、別の同僚は、「厚生年金保険への加入は、強制ではなく加入したい従業員だけが加入していた。」と供述していることから、当時、事業主は、一部の従業員について厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで  
昭和 44 年 11 月 1 日に A 事業所に入社し、51 年 12 月 31 日まで勤務したが、同社における厚生年金保険の加入記録は 46 年 4 月 1 日から 51 年 12 月 31 日までとなっており、申立期間が未加入となっていることに納得できない。年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人の同僚の供述により、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 事業所は平成 11 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は故人となっていることから、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、当時、A 事業所で事務を担当していた同僚は、「人の出入りの多い会社であったため、入社後数ヶ月の試用期間があった。主に、建設業や農業に従事し、副業的に勤務する従業員や、給料の手取りを多くするため厚生年金保険に加入しない従業員もいた。」と供述しているほか、別の同僚は、「厚生年金保険への加入は、強制ではなく加入したい従業員だけが加入していた。」と供述していることから、当時、事業主は、一部の従業員について厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで

昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 2 月 1 日までの期間、A 事業所で B 職種として勤務し、住宅建築に携わっていた。休日を返上して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、勤務期間について厚生年金保険に未加入となっていることに納得がいかないため、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 事業所に勤務していたとしているが、当該事業所は「申立人が当社に在籍していた記録や、当社で厚生年金保険に加入していた記録は、探してみたが、確認できない。申立期間当時の事情に詳しい者にも確認してみたが、申立人を知らないとのことであった。」と供述している。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた従業員 6 名のうち、回答のあった 4 名はいずれも、申立人についての記憶がないと回答しているほか、申立人が当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた一人の同僚も「過去に 1 年くらいは同じ現場で仕事をしたことはあるが、それ以外は同じ現場で仕事をしたことはなかった。親方も違っていた。私は、A 事業所自体を知らない。」と供述している。

さらに、申立人が当時「社長」と呼んでいた元上司は A 事業所において加入記録があるものの、故人となっており、その者から当時の状況についての供述を得ることはできない。また、B 職種をしていた同僚は「親方に就いて現場を回っており、親方から給与をもらっていた。同じような人が他にもいた。」と供述している。

加えて、C社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名は無く、申立期間及びその前後の期間において健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月1日から同年10月1日まで  
昭和62年3月31日にA社を退職し、同年6月1日からB社で勤務したが、同年6月から9月までの厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間が厚生年金保険に未加入となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人がB社に、申立期間後の昭和62年10月1日から平成8年3月31日まで勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の元上司及び元同僚から聴取したところ、B社における申立人の勤務時期や保険料控除の状況について明確な回答が得られない。

また、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、B社及び同社の担当社会保険労務士に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月1日から同年12月13日まで  
② 昭和49年5月1日から50年5月1日まで

昭和48年5月、A事業所に正社員として採用され、同社B支社で2年間勤務した記憶があるが、厚生年金保険の加入記録は昭和48年12月から49年4月までとなっており、納得がいかない。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述により、申立人は、申立期間①を含む昭和48年5月1日から49年4月末まで、A事業所B支社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人とほぼ同時期に入社した二人の同僚は、「女性従業員は全員で6人いたが、正職員は3人であり、申立人とC氏及びD氏はパート社員だったと思う。」と供述している一方、C氏及びD氏（いずれも、厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と同じ）は、「私たちは、入社当時パート社員で、厚生年金保険料を払っていなかった。」と供述しており、これらの供述から、申立期間①については、申立人がパート社員であった時期で、厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

また、A事業所は、「当社に残っている申立期間当時の人事関係データは厚生年金保険の加入記録ぐらいであるが、申立人の場合、その加入記録さえ無いのは、申立人が正社員ではなく、パート社員であったためであると考えられる。」と供述している。

さらに、申立人は、E氏と同じ日にA事業所を退職したと供述しているところ、E氏も「昭和49年4月末に申立人と一緒にA事業所を退職した。」と供述しており、申立人は、申立期間②については、A事業所B支社に勤務していたことは確認できない。



加えて、A事業所が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、事業主が申立人について、昭和48年12月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、49年5月1日に喪失した旨の届出を行っていたことが確認できる上、当該届出は社会保険事務所が保管するA事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及び雇用保険の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。